

消防本部防災対策課から

12月21日は「えひめ防災の日」
12月17日(土)～23日(金)は「えひめ防災週間」です

12月21日は、昭和南海地震（昭和21年）が発生した日です。

この日は、愛媛県防災対策基本条例により「えひめ防災の日」と定められ、県や市町・事業者・自主防災組織など総ぐるみで、防災意識啓発や防災訓練などに取り組むこととされています。

今後発生が心配されている南海地震などの大規模災害が起きたとき、県や市町・消防などの関係機関は救援・救助活動に全力を尽くしますが（公助）、まずは皆さん自身で自分の身を守ることが不可欠です（自助）。しかし、個人や家族の力だけではどうにもならない状況もありますので、隣近所や自主防災組織で助け合うことが大切になってきます（共助）。

また、12月19日(月)午前11時から「シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）」が実施されます。この訓練は、その場で(1)「まず低く」、(2)「頭を守り」、(3)「動かない」の安全確保行動を約1分間行うもので、誰でも、どこでも参加すること

消防本部防災対策課から

防災フォーラムを開催します

「熊本地震を踏まえて私たちの自助と共助をレベルアップする」をテーマに防災フォーラムを開催します。

これまでの教訓に熊本地震の教訓も加えて「命を守る」行動についてももう一度共に考えましょう。

多くの方のご来場をお待ちしています。



日時 12月11日(日)

14時～15時50分

場所 御荘文化センターホール

内容

- ・基調講演「熊本地震を踏まえて私たちの自助と共助をレベルアップする」
- ・パネルディスカッション「事前の備えと自助・共助」

問合せ

消防本部防災対策課

TEL7210131

税務課から

固定資産税について
お知らせします

1 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日に所有する土地、家屋及び償却資産（事業用資産）に対して、課税されます。

2 償却資産の申告について

償却資産を所有する方は、町に申告することが義務付けられています。12月中旬頃、償却資産の所有者あてに申告書類を発

3 家屋の申告について

家屋を取り壊した場合や新築などされた場合は、手続や現地調査が必要になりますので、税務課まで申し出てください。

固定資産税Q&A

Q 平成29年1月20日に取り壊した家屋や売買取引をした土地・家屋が平成29年度に課税されています。なぜでしょうか？

送しますので、必要事項を記載し、押印の上、税務課又は各支所まで提出してください。

提出期限 1月31日(火)

△ 固定資産税は、毎年1月1日に固定資産を所有されている方に対し、その年が属する年度において課税されます。したがって、平成29年1月2日から同年12月31日の間に、所有する固定資産の状況に変動（売買など）があっても、平成29年1月1日時点で固定資産を所有されている方に対して平成29年度の固定資産税が課税されます。

問合せ

税務課 TEL7217301

年末年始の役場業務をお知らせします

役場本庁(TEL7211211)	12月29日(木)から1月3日(火)まで休業 戸籍関係の届出の受付、埋火葬許可証の発行は行いません。
内海支所(TEL8510311)	
御荘支所(TEL7211111)	12月29日(木)から1月3日(火)まで休業 (休診)
一本松支所 (TEL8422211)	
西海支所(TEL8211111)	12月27日(火)から1月3日(火)まで休業
国保一本松病院 (TEL8422255)	
内海診療所 (TEL8510341)	12月27日(火)から1月3日(火)まで休業
御荘文化センター (TEL7311111)	
御荘夢創造館 (TEL7211116)	年末年始、無休で営業
DE・あ・い・21 (TEL8511021)	
御荘B&G海洋センター (TEL7211117)	1月1日(日)が休業
一本松温泉あけぼの荘 (TEL8413260)	
御荘霊苑(TEL7214420)	燃ごみ収集業務は休み ・粗大ごみの持込みは12月28日(水)12時まで ・新聞、雑誌、ダンボールの持込みは12月30日(金)15時まで
環境衛生センター (TEL7216955)	

第12回愛媛県障がい者スポーツ大会の参加選手を募集します

来年、愛媛県で開催される全国障害者スポーツ大会のリハサル大会を兼ねて開催される「第12回愛媛県障がい者スポーツ大会」の個人競技の参加選手を募集します。

応募方法 各問合せ先又は愛媛県障がい者スポーツ大会課(TEL089-94715462)

参加資格 13歳以上(H29年4月1日現在)の身体障がい・知的障がい者で原則県内在住の方

その他 同日及び5月27日は、団体競技の中国・四国ブロック予選会も開催します(個人競技との重複出場はできません)

個人競技	開催日	場 所	問合せ先
陸上競技	平成29年 5月28日(日)	愛媛県総合運動公園 陸上競技場	(在宅の方) 保健福祉課 TEL7211212
水泳		松山中央公園アクア パレットまつやま	
アーチェリー		今治市宮窪石文化運 動公園	
卓球 (S・T・T含む)		松前公園体育館 及び松前総合文化セ ンター	(施設利用者の方) 利用施設
フライング ディスク		西条市ひうち 陸上競技場	(特別支援学校生) 在学している支援学校
ボウリング		キスケボウル	

問合せ 保健福祉課 TEL7211212

愛南町就職支援センターから

就職支援センターのご案内

愛南町就職支援センターでは、雇用に関する各種相談を取り扱っています。町内で求人を用意される事業者の方や町内で就職活動を行う方は、ぜひ、当センターへご相談ください。

【業務内容】

求人業務

町内で求人を考えている事業者の求人を取り扱っています。

紹介業務

ハローワーク宇和島と連携して、求人情報の収集と職業紹介を行っています。

また、若者しごと相談や求職活動証明(失業保険受給中の方)など、就職に関するご相談も行っていますので、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

問合せ

愛南町就職支援センター

TEL 7211244

保健福祉課から

IP告知端末機からラジオ体操を放送します

住民の皆さまの健康増進に役立てるため、希望世帯・事業所を対象にIP告知端末機からラジオ体操の放送を行います。放送を希望される世帯・事業所は、保健福祉課までお申し込みください。

放送開始

平成29年2月1日から

放送時間

午前10時(土日は放送しません)

放送内容

ラジオ体操第1

※この放送に伴い、毎月1日の定期試験放送は午前9時からに

変更します。

問合せ

保健福祉課 TEL 7211212

今月の社会保険・年金一日相談(予約制)

○12月16日(金)

10時～15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ

宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 089512215569

電話受付対応時間

8時30分～17時15分

農業支援センターから

「餅つき・門松作り」体験の参加者を募集します

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会では、「餅つき」と「門松作り」体験の参加者を募集します。昔ながらの臼と杵を使った「餅つき」と、地元の竹を使った「門松作り」を一緒に楽しみませんか。



日時 12月17日(土) 10時～

場所 旧満倉小学校

体験料 1人 2,000円

申込締切日 12月13日(火)

問合せ 農業支援センター

TEL 7217311

税務課等から

12月納税等のお知らせ

固定資産税	3期分/4期分
国民健康保険税	7期分/10期分
介護保険料	7期分/10期分
後期高齢者医療保険料	6期分/9期分
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

- 町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。
- 上水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されており、違反すると罰せられます。また、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。



政治家の寄附禁止

政治家の寄附の禁止
政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。



贈らない・求めない・受け取らない

政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

政治家の寄附は
レッドカード



後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、その選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。ただし、答礼のための自筆によるものは禁止されていません。

問合せ 選挙管理委員会

TEL 7211211

愛南町婚活イベントの参加者を募集します

平成29年1月21日(土)、1月22日(日)の2日間、独身男女の出会いをサポートする婚活イベントを開催します。

イベントの開催にあたり、町内在住の20歳から45歳までの独身男性の参加者を募集します(女性は町外から参加します)。

【1日目】

・リフレッシュティータイム

【2日目】

- ・石窯ピザ作り体験
- ・フリートーク
- ・カップリング

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ

企画財政課 TEL 7217317

「認知症サポーター養成講座」受講者を募集します

認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく運動「認知症を知り地域をつくる10カ年」のキャンペーンが、平成17年度から全国的に展開されています。愛南町でも、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を一人でも増やしていくため、随時、認知症サポーター養成講座を開催しています。気の合う

仲間(3名以上)との勉強会や、職場研修等として、お気軽にお申込みください。受講料は無料です。講座の日程等はご要望に合わせて調整します。詳しくは事務局までお問い合わせください。

問合せ

認知症サポーター

養成講座事務局

(地域包括支援センター内)

TEL 7217325

福祉住宅の入居者を募集します

現在、空室となっている福祉住宅の入居者を募集します。

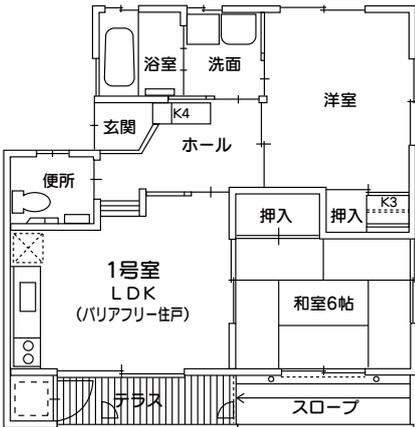
福祉住宅の概要

- (1) 住宅名称 愛南町城辺ふれあい住宅
- (2) 部屋番号 1号室
- (3) 所在地 愛南町城辺甲2366番地
- (4) 構造 木造2階建59.16㎡
- (5) 間取り 2LDK
- (6) 月額家賃 29,000円
- (7) 入居には、連帯保証人が2名必要になり、敷金は、月額家賃の3か月分、共益費は別途必要です。なお、入居まで多少時間のかかる場合もあります。

申込受付期間

12月7日(水)～19日(月)

入居者資格



次のすべての条件を満たしていること。

- (1) 愛南町内に引き続き2年以上住所を有すること。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 高齢者については、70歳以上の高齢者のみの世帯であること。
- (4) 障がい者については、20歳以上の同居者のいる世帯であること。
- (5) 障がい者については、身体障害者手帳に記載されている身体上の障がい者が1級若しくは2級の者であること。
- (6) 自立して日常生活を営むことができる世帯であること。
- (7) 入居申込者全員に町税等の滞納がないこと。
- (8) 入居しようとする方全員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定による)でないこと。
- (9) 入居者の人数は、2人程度の世帯であること。

申込み

保健福祉課又は各支所で入居の申込手続きが行えます。

問合せ

保健福祉課 TEL 72-11212

無断転用をなくして大切な農地を守りましょう

農地は、農家の地位の安定と農業生産力の増進を図るため、農地法によって守られています。このため、農地を転用(※)する場合、無許可での行為は農地法に違反します。

農地を転用する場合は、次のケースによって必ず手続きを行ってください。

なお、許可申請が不要な場合

ケース①

自分の農地を転用したい

農地法第4条の許可申請が必要です

ケース②

農地を売買(貸借)して転用したい

農地法第5条の許可申請が必要です

(一定規模以下の農業用倉庫の建設など)や、農地の状況等により原則として転用が認められない場合もありますので、詳しくは愛南町農業委員会へお問い合わせください。

(※)「転用」：農地以外の用途(建物の建設や駐車場、資材置き場など)に利用すること。

問合せ

農業委員会 TEL 72-7311

心配ごと相談所

無料で民生児童委員2名が日常生活でかかえる心配ごとの相談をお受けします。

12月14日(水)14時～16時
御荘老人福祉センター

無料法律相談

無料で司法書士が相談をお受けします。

1回の相談人数は5人までで事前に予約が必要です。定員に達した場合は受付を終了します。

12月15日(木)14時～16時
御荘老人福祉センター

詳しくは、社会福祉協議会本所 (TEL70-1251) までお問い合わせください。